

訪問リハビリテーション サンクス米山

訪問リハビリテーション利用契約書  
介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

社会福祉法人 みんなでいきる

訪問リハビリテーション サンクス米山

# 社会福祉法人 みんなでいきる

## 訪問リハビリテーション サンクス米山

### 【訪問リハビリテーション利用契約書】

### 【介護予防訪問リハビリテーション利用契約書】

この入所利用契約書は、\_\_\_\_\_様と社会福祉法人 みんなでいきる 訪問リハビリテーション サンクス米山との間に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

#### （契約の目的）

第1条 訪問リハビリテーション サンクス米山（以下「当事業所」という）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

#### （適用期間）

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用契約書を当施設に提出したのち、令和\_\_年\_\_月\_\_日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本契約、〈別紙〉重要事項説明書（本項において「本契約等」といいます）の改定が行われた場合は新たな本契約等に基づく契約書を提出していただきます。

#### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額3万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の責任を負います。

利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人から請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、〈別紙〉契約解除申請書を用い7日間の予告期間を置いて利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### (当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合

④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合

但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 当施設は契約を解除する場合には、あらかじめその理由を利用者又は身元引受人に示し、十分な説明を行います。
- 又、必要に応じて居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な援助を行います。

#### （利用料金）

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、〈別紙〉の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに送付通知します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。支払い方法は、〈別紙〉のとおりとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### （記録）

- 第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をその完結日から5年間、適正に保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、利用者本人又は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 当施設が利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、利用者に対して事前に理由、手段や内容及び期間について十分に説明します。

又、この場合当施設は、身元引受人に対してもあらかじめ行動を制限する理由、手段や内容及び期間について十分に説明します。事前の説明が間に合わなかった場合にあっては、事後直ちに説明を行います。

上記については、「身体拘束同意書」に記載して頂きます。

3 当施設は、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、施設長の意見を聞き、恣意的な判断を避けるよう努力します。

4 当施設は、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、その措置を採るに至った経過、当施設内における検討の過程及び結果、施設長の意見、利用者及び身元引受人に対する説明の概要などについて記録し、その記録をその完結日から5年間は保管します。

5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行った利用者については、早急に施設サービス計画を見直し、以降同様の措置を講じないよう努めます。

### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を〈別紙〉のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設長の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### (事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設長の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に説明を行う場合は、状況や経過説明を明確にし、必要に応じ現場確認や施設長より医学的説明及び記録等の開示を行います。

### (要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) サービスに対しての要望又は苦情等について、〈別紙〉サービス相談窓口に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

要望又は苦情等があった場合は迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者、身元引受人又は利用者の親族は何時いかなる時においても苦情の申立てを行うことができ、又苦情の申立てを行うことにより、当施設は一切不利益な取扱いをしません。
- 3 苦情解決責任者は当施設の施設長とします。

### (賠償責任)

第 13 条 当施設は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) サービスの実施に当たり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

- 2 当施設は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在にかかわらず、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し直ちに連絡します。また遅滞なく必要な処置を講じます。
- 3 利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

### (利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 【〈別紙〉重要事項説明書】

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サンクス米山のご案内

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 訪問リハビリテーション サンクス米山
- ・開設年月日 平成30年 7月 1日
- ・所在地 上越市柿崎区上下浜219番地5
- ・電話番号 025-536-6622
- ・FAX番号 025-536-6625
- ・管理者名 山岸 真弓
- ・介護保険指定番号 (介護予防)訪問リハビリテーション(1570303873号)

#### (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の事業目的と運営方針

訪問リハビリテーション サンクス米山が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「指定訪問リハビリテーション等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とします。

[介護老人保健施設サンクス米山 訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション)の運営方針]

- 1 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととします。
- 2 指定訪問リハビリテーション等は、病状が安定しており、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第22号）及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第19号）（以下「条例」という）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(3) 事業所の職員体制（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

職種	常勤・非常勤	職務の内容
・医師	1名（兼務）	訪問リハビリ実施における診療・リハビリテーション計画・指示等を行う
・管理者	1名（兼務）	利用申込に係る調整、実施状況の把握、全体の指揮命令等を行う
・リハビリ職員	1名以上（兼務）	リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等により指定訪問リハビリテーションを行う

※（兼務）・・・介護老人保健施設 サンクス米山の業務との兼務。

(4) 営業日及び営業時間

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の営業日及び営業時間は以下のとおりとします。

- ・営業日の8時30分から17時30分までを営業時間とします。
- ・土日及び年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。  
(12/30～1/3休み)

利用日程： 週 \_\_\_\_\_ 回（月、火、水、木、金、） 特記（ \_\_\_\_\_ ）

(5) 通常の事業の実施地域を以下のとおりとします。

- ・上越市〔安塚区、大島区、名立区、中郷区を除く〕
- ・柏崎市〔大清水・米山町・上輪新田・笠島〕

2. サービス内容

- ① 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとします。
- ② 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとします。
- ③ 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとします。
- ④ 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとします。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 新潟県立柿崎病院
- ・住所 上越市柿崎区柿崎6412-1 TEL：025-536-3131

・協力歯科医療機関

・名 称 星野歯科医院

・住 所 上越市柿崎区上下浜496 TEL:025-536-3116

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、別紙のとおり、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し連絡します。

4. 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の身元引受人又は利用者の親族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- ③ 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

5. 要望及び苦情等の相談

訪問リハビリテーション（訪問リハビリテーション）サービス等に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し下さい。

☆サービス相談窓口☆

TEL : 025-536-6622 ・ FAX : 025-536-6625

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

担当者：訪問リハビリテーション サックス米山 管理者 山岸 真弓

介護老人保健施設サックス米山 リハビリ・在宅サービス課長 小山 智彦

\*ご不明な点は何でもお尋ねください。

☆サービス内容に関する苦情は☆

当事業所以外に、「市区の相談・苦情窓口」・「新潟県国民保健団体連合会」等に苦情を伝える事が出来ます。

上越市役所高齢者支援課 TEL:025-526-5111

柏崎市役所介護高齢課 TEL:0257-21-2228

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

TEL:025-285-3022

要望や苦情などは、相談窓口にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、面会簿記入台横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

6. その他

訪問リハビリテーションについての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## 7. 利用料金 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の基本料金

### (1) 介護保険制度分（1割負担）

※利用者負担の割合が2割・3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

### 【訪問リハビリテーション】

訪問リハビリテーション費（20分/回）		308円/回	20分/回 基本料金となります。
リハビリテーションマネジメント加算	イ	180円/月	定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者様の状態の変化に応じて、リハビリテーション計画書の見直しを行った場合に算定。
	ロ	213円/月	イの条件に加え、利用者様のリハビリテーション計画書の情報のデータを厚生労働省に提出した場合に算定。
		270円/月	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合270円/月が加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算		200円/日	退院・退所後又は認定日から起算して3月以内の間にリハビリテーションを集中的に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240円/日	認知症と診断された方に訪問開始から3ヵ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合に算定。
口腔連携強化加算		50円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関等に情報提供した場合に算定。
移行支援加算		17円/日	要介護から要支援へ区分変更と同時に、通所リハビリなどに移行した場合。 就労に至った場合。
退院時共同指導加算		600円	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、理学療法士等が共同指導を行った場合に算定。
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100/回	虐待防止の措置が行われていない場合に適用される減算。
業務継続計画未策定減算		-1/100/回	災害、感染症発生時に業務を継続させる計画がない場合に適用される減算。
事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（減算）		▲50円/回	事業所（当施設）の医師が診療を行わない場合、所定単位数から減算。

### 【介護予防訪問リハビリテーション】

介護予防訪問リハビリテーション費（20分/回）		298円/回	20分/回 基本料金となります。
短期集中リハビリテーション実施加算		200円/日	退院・退所後又は認定日から起算して3月以内の間にリハビリテーションを集中的に行った場合。
口腔連携強化加算（1月に1回限り）		50円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関等に情報提供した場合に算定。
移行支援加算		17円/日	要介護から要支援へ区分変更と同時に、通所リハビリなどに移行した場合。 就労に至った場合。
退院時共同指導加算		600円	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、理学療法士等が共同指導を行った場合に算定。
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100/回	虐待防止の措置が行われていない場合に適用される減算。
業務継続計画未策定減算		-1/100/回	災害、感染症発生時に業務を継続させる計画がない場合に適用される減算。

事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（減算）	▲ 50円／ 回	事業所（当施設）の医師が診療を行わない場合、所定単位数から減算。
予防訪問リハ12か月超減算 ※要支援対象	▲ 30円／ 回／20分	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算

※1回20分となります。40分の場合は2回分、60分の場合は3回分の料金となります。

(2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の中止

【利用日以前の中止】

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が掛かります。

1	利用日の8時30分までにご連絡を頂いた場合	無 料
2	利用日の8時30分までにご連絡が無かった場合	1,000円

【健康上の理由による中止】

キャンセル料につきましては下記の場合この限りではありません。

- ・風邪、病気の場合
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は、健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し連絡すると共に必要な措置を講じます。

(3) 支払い方法

- ・ 利用料金については、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに送付通知します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。
- ・ 支払方法は、金融機関口座自動引落（地域ネットは毎月20日、全国ネットは毎月27日、金融機関が休業日の場合、翌営業日）とし、利用者又は身元引受人が選ぶことができます。
- ・ 利用料金の受領に関する領収書等については、利用料金のお支払いを受けた後に差し上げます。

# 個人情報 の 利用 目的

訪問リハビリテーション サンクス米山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する（介護予防）訪問リハビリテーションサービス
- ・介護保険事務
- ・介護保険サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －利用開始・終了等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －（介護予防）訪問リハビリテーションサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 情報開示の確認について

本契約書第9条（守秘義務及び個人情報の保護）の条文を遵守する事が基本ではありますが、当事業所では広報活動としてホームページの開設や広報誌の発行を行っておりますが、今後も施設の紹介やサービス情報を積極的に開示し取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、今後ご利用者のスナップ写真や氏名（文字）をホームページ並びに広報誌の中に掲載をさせていただく事もあるかと思いますが、ご利用者並びにご家族の意向やご事情もありますので、ご利用者の情報（人物や氏名）を開示することの同意の有無を確認させていただきたいと思っております。

### 記

1. 同意する
2. 同意しない

※ 上記確認のサイン「○印にて」をお願い致します。

利用者氏名  
(兼身元引受人) .....

①

# 契約解除申請書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

社会福祉法人 みんなでいきる  
理事長 大島 誠 殿

令和 年 月 日をもって契約の解除を申請致します。

申請年月日 令和 年 月 日

利用者氏名 .....

# 訪問リハビリテーション サンクス米山

## 訪問リハビリテーション利用契約書

### 介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

訪問リハビリテーション サンクス米山を利用するにあたり、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用契約書及び〈別紙〉重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約を結びます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者及び当施設が署名捺印の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

#### <事業者>

住 所：新潟県上越市柿崎区上下浜219番地5

事業者名：社会福祉法人 みんなでいきる

訪問リハビリテーション サンクス米山

電 話：025-536-6622

代表者名：理事長 大島 誠 ⑩

説 明 者： ⑩

#### <利用者>

住 所： .....

氏 名： ..... ⑩

#### <身元引受人>

住 所： .....

氏 名： ..... ⑩